都道府県	市区町村名	Ⅰ　準要保護の認定について		Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について		Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について														Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ　自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1．準要保護の認定基準への反映について				2．生活保護基準見直しの影響への対応予定												3．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	（1）　平成31年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）				（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合，平成31年3月までは扶助対象だったが，平成31年4月以降は扶助対象外となった者の人数	（3）　②把握していない理由	
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を，平成31年4月以降，来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため，対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため（→2．（5）へ）	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
15	15	4	11	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
富山県	富山市	○			○	平成30	4																	
富山県	高岡市		○																					
富山県	魚津市	○			○	平成24	12																	
富山県	氷見市	○			○	平成24	12																	
富山県	滑川市		○																					
富山県	黒部市		○																					
富山県	砺波市		○																					
富山県	小矢部市		○																					
富山県	南砺市		○																					
富山県	射水市		○																					
富山県	舟橋村		○																					
富山県	上市町		○																					
富山県	立山町		○																					
富山県	入善町		○																					
富山県	朝日町	○			○	平成30	4																	く新たな認定基準に更新予定。なお、本年度（平成31年度4月以降令和元年3月末まで）の申請者は平成30年4月の生活保護基準に基づく従前の認定基準を継続している。